

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福島区	課・担当	企画総務課総務担当	債権整理番号(3ケタ)	001	債権名	契約解除に伴う契約違約金	債権区分	私債権
----	-----	------	-----------	-------------	-----	-----	--------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	-	合計(過年度+現年度)	-	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ+ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ+コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	98	0	98	0	0	0	98	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	98
平29実績	98	0	98	0	0	0	98	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	98
平30当初目標	98	0	98	0	0	0	98	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	98
平30実績	98	0	98	0	0	0	98	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	98
令元当初目標	98	0	98	0	0	0	98	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	98
令元努力目標	98	0	98	0	0	0	98	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	98
令2当初目標	98	0	98	0	0	0	98	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	98

3. 30年度決算における未収債権の状況 (件数、未収金残高、債務者数) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯					
	③-C	③-D	③-E、F	③-G	①	②-A	②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧	⑤	⑦	⑥								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯						
強制公	滞納発生 直後のもの (督促状 未送付 のもの)	督促状 送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中 のもの	督促状 送付後、 各種処分 に 向けて、 財産調査中 又は 行方不明等 所在など 調査中 又は 個人債務者が 死亡したた め、 相続人調査 中のもの	差押手続中 のもの 又は 交付要求中 のもの	差押え後、 換価手続中 又は 換価予定 のもの	換価猶予等 又は 履行延期の 特約等 又は 分納誓約 により、 分割納付中 であり、 現在の分割 納付額で、 10年以内の 完納見込 があるもの	換価猶予等 又は 履行延期の 特約等 又は 分納誓約 により、 分割納付中 だが、 現在の分割 納付額では、 完納まで 要するもの	換価猶予等 又は 履行延期の 特約等 により、 債務者の 資力回復を 待つため、 納付を猶予 (期限延長) している もの	換価猶予等 又は 履行延期の 特約等 又は 分納誓約を 行ったが、 分割納付の 履行が滞り、 再度、 納付交渉中 のもの	回収債権 ①~⑨ 計	差押えを行っ たが、換価見 込のないもの 又は換価済だ が、未収金が 残り、回収見 込みのないもの	所在など調査 後、 なお、行方不明 等 又は 相続人調査 後、 なお、相続人 が未確定である が、 停止の判断に 至れていない もの	債務者の 代理人から 債務整理の 委任通知が 届いたもの 又は 債務者が 破産手続中 のもの	債務者が 破産免責 決定を 受けたもの	法に基づく 滞納処分の 停止の決議を 行っている もの	法に基づく 徴収停止の 決議を 行っている もの	債務者が 生活困窮中 だが、債権の 特性上、 停止の決議を 行えないもの	債務者が 無資力だが、 納付交渉に 応じず、 履行延期の 特約等を 行えないもの	消滅時効 期間が 経過している もの	整理債権 ⑩~⑯ 計	1	98
過年度	件数									0										1	1	
	残高									0											98	98
現年度	件数									0											0	0
	残高									0											0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ → ⑬) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末 時点の 債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高 (上記2の表のテ)	98

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	未徴収となっている本債権は、地方自治法施行令第171条の5第1項及び大阪市未収債権管理事務取扱規則第8条に基づき、徴収停止を行っている。本債権は私債権で商行為によって生じた債権であるため、消滅時効は5年と考えており、その間は法人の状況を確認していく必要がある。	-
取組実績	平成30年8月に法務局で法人の履歴事項全部証明書を取得し、登記に変更がないことを確認した。	-
課題	法人の状況が不明	-
改善策	必要に応じて、法務局で法人の登記を確認する。	-

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	登記上は倒産等していないため、法人の状況を適宜確認する。	-

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福島区	課・担当	市民協働課市民協働担当	債権整理番号(3ケタ)	002	債権名	区役所附設会館使用料	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	-------------	-------------	-----	-----	------------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	-	合計(過年度+現年度)	-	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ+ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ+コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) + (ウ+コ)	ツ =(カ+ス) + (ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
平29実績	0	-38	38	0	24	-14	14	0.0%	-	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	-	14
平30当初目標	14	0	14	0	0	0	14	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	14
平30実績	14	0	14	0	0	0	14	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	14
令元当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	14	0	14	0	6	6	8	0.0%	42.9%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	42.9%	8
令2当初目標	8	0	8	0	8	8	0	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	100.0%	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 (件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:円)

旧分類	状況	回収債権								整理債権								合計 ①~⑯	
		③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A	②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧	⑤	⑦	⑥				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換備手続中又は換備予定のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	差押えを行ったが、換備見込のないもの又は換備済だが、未収金が残りの回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届けられたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計	合計 ①~⑯
非強公・私債権																			
過年度	件数									0					2				2
	残高									0					14				14
現年度	件数									0									0
	残高									0									0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が分割して相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ → ⑬) 又は ⑭ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数 過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高 (上記2の表のテ)	2 14
--------------	---	---	---------

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	未徴収となっている本債権は、地方自治法施行令第171条の5第3項及び大阪市未収債権管理事務取扱規則第8条に基づき、徴収停止を行っている。 本債権の時効期間は地方日法第236条により5年であり、今後、時効が完成するものについて、不納欠損処理を行う。	-
取組実績	-	-
課題	-	-
改善策	-	-

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	未徴収となっている本債権は、地方自治法施行令第171条の5第3項及び大阪市未収債権管理事務取扱規則第8条に基づき、徴収停止を行っている。 本債権の時効期間は地方日法第236条により5年であり、今後、時効が完成するものについて、不納欠損処理を行う。	-